

公益財団法人島根県暴力追放県民センター 女性活躍推進法行動計画

1 計画期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）

2 当団体の実情と課題

当団体は、職員3名(事務局長〈男性61歳〉、事業部長〈男性60歳〉、事務職員〈女性56歳〉)であり、すべて正職員であり、次の課題がある。

- ① 理事会・評議員会等の定例会合、県民大会、県内各地での法令講習（不当要求防止責任者講習）等により、業務の繁忙・閑散期の緩急がある。
- ② 病気療養等不測の休暇等が生じるおそれもあるが、業務の性格上、暴力相談等に対する日々の受付対応業務が必須であり、誰かが勤務地に常駐する必要がある。
- ③ 設立後25年を経過し、勤務の合理化・効率化等への改善、働き方改革への意識付け等の取組が必要である。

3 目標と取組内容・実施時期

目標1 「職場」と「家庭・生活」の両方について、男女とも貢献できる職場風土づくりと体制づくり

【数値目標：意識改革のための部内研修を4半期に1回は実施する。】

- 平成29年2月頃～（毎年2回程度）
主管課（島根県警察組織犯罪対策課）と業務運営に関する協議を行う際に、併せてその年の取り組むべき内容（改善すべき処遇内容、取り組むべき意識改革の内容、研修の実施時期と内容等）について協議する。
- 平成29年4月～（4半期1回）
その年のテーマについて研修内容を決定し、周知し、実施する。
実施後は、研修内容と意識について討議等により検証し、以降の研修の参考とする。
- 平成29年4月～（年2回程度）
男女とも貢献できる職場環境にするための給与等処遇改善の検討を開始する。

目標2 働き方改革（夏季・冬季フレックスタイム制の導入と休暇取得の励行）

【数値目標：前年度と比較し、年休を1割増し取得する。】

- 平成29年4月
夏季・冬季フレックスタイム制の導入及び休暇取得増加策の検討
- 平成29年5月～6月
夏季・冬季フレックスタイム制及び休暇取得の励行に関する周知
- 平成29年7月～平成30年2月（毎年）
夏季・冬季フレックスタイム制の導入
- 平成30年3月（毎年）
休暇取得状況を検証し、次年度の増加策及び周知策等を検討し、実施する。

以上